

## 第1章 計画策定にあたって

---



## 1.1 計画策定の目的

多様な集落や都市の暮らしが織りなす“豊岡、風景のものがたり”は、悠久の時を経て形成された豊岡固有の地形風土と四季折々の豊かな自然の中で、コウノトリをはじめ多くの生き物と共生してきた私たちの暮らしの風景です。豊岡の歴史と伝統、文化、生業が生み出す「豊岡らしい風景」は、先人から受継いだ大切な資産であり、私たちはこれを未来に継承し、さらに魅力的で暮らしやすい豊岡の創造をめざす必要があります。

良好な景観は、市民みんなの大切な資産であり、だからこそ公共性があります。私たちの住まいや仕事の間は、地形や自然とともに景観の一部であり、風土と折り合う一人ひとりの暮らしが風景の豊かさを生み出しています。普段当たり前前に眺めている景観の成り立ちとその価値を十分理解し、共有することが計画づくりの第一歩です。私たちは、その価値を守り育てるためのしくみをつくり、「豊岡らしい風景」を次世代に引き継ぐ責任があります。そのために、市、市民および事業者が、協働で豊岡らしい景観を守り、育て、さらに磨きをかけて、将来にわたって良好な景観の保全形成を図り、豊かな地域環境と地域特性を活かした魅力と活力ある豊岡を実現することを目的とします。



豊岡市一番の視点場である来日岳から見た豊岡盆地と周囲の山並み

## 1.2 計画の位置づけ

豊岡市総合計画では、持続可能な「力」を高めるまちをめざし、賑わいと魅力を創るまちづくりのひとつとして、景観への取り組みが位置づけられています。豊岡市都市計画マスタープランでは、“特色ある自然や風景などに出会えるまちづくり”を目標とし、“豊かな自然と景観の保全・創造”をまちづくりの基本的方針としています。魅力ある景観は、まちづくりを通して実現する目標であり、市民・事業者・市それぞれが、豊岡の豊かな自然と地域の魅力を未来に伝える役割を担っています。

豊岡市景観計画は、総合計画や都市計画マスタープランにおける景観への取り組みについての位置づけを踏まえ、これまで行ってきた独自の景観政策および県条例による取り組みを継承発展させるものです。そして、地域環境の特性と「豊岡らしい風景」の価値を広く伝え共有することで、風景の豊かさを守り育てるためのしくみとなるよう景観法に基づく景観計画を策定します。

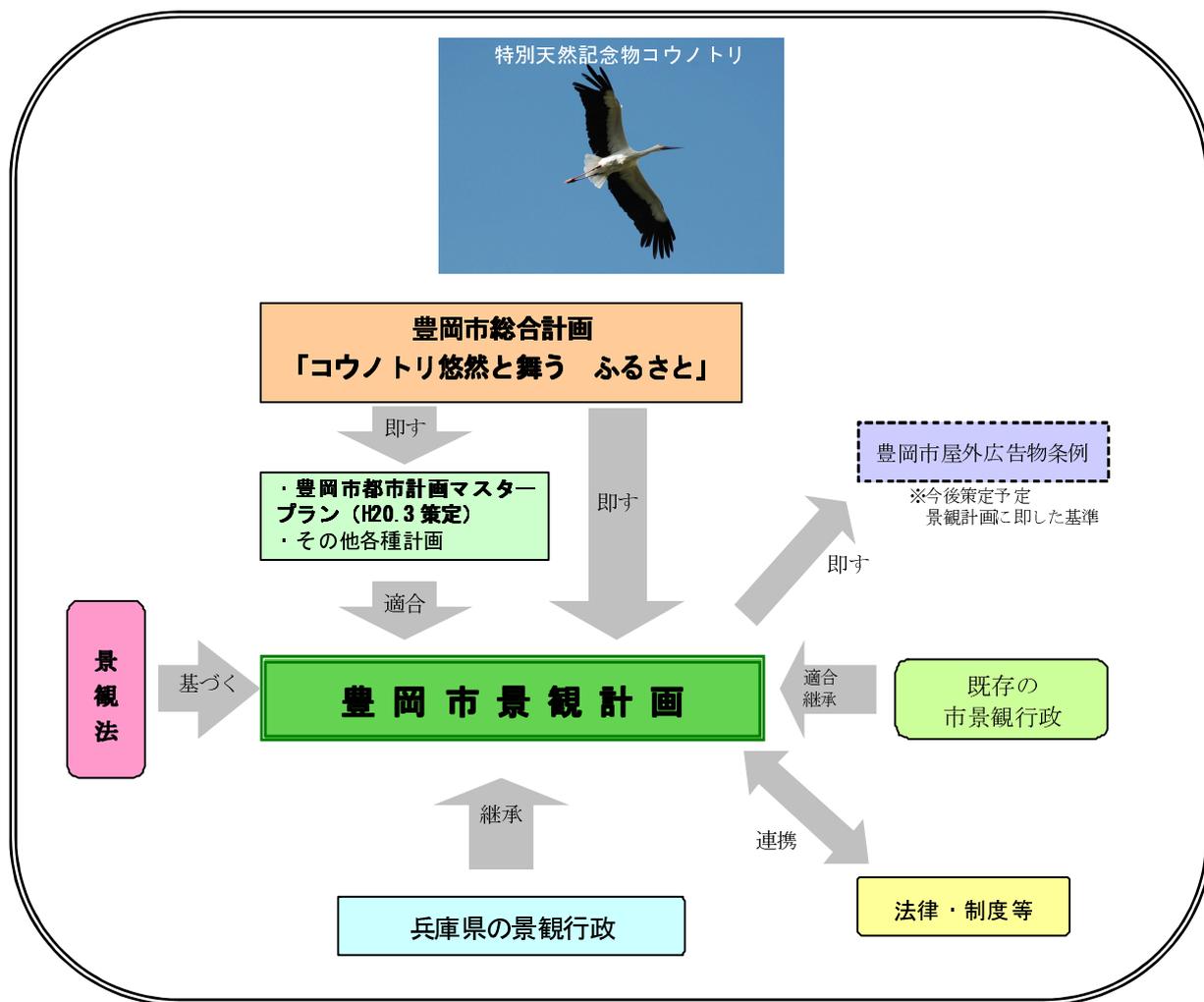


図 1.1 景観計画の位置づけ

## 1.3 これまでの景観形成の取り組み

豊岡には特徴ある海岸線や貴重な地形地質の現れる場所、盆地の風景を構成する山並みや川など固有の自然環境があり、また、出石城下町や城崎温泉のような歴史と生業によって形成されてきた町並みがあります。

自然環境の保全には、早くから自然公園法や条例により取り組むとともに、「豊岡市コウノトリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例（平成18年12月）」、「豊岡市環境基本計画（平成19年4月）」を策定し、人と生き物が共生する環境づくりをめざしてきました。また、特徴的な町並みについては、兵庫県の「景観の形成等に関する条例（昭和60年3月）」にもとづき景観形成地区や風景形成地区を指定して町並み保全を図り、出石城下の中心部約23.1haは「重要伝統的建造物群保存地区（平成19年12月）」の選定を受けています。

こうした取り組みを進めてきた景観形成地区においても、空き家の増加や駐車場設置による町並みの変化が見られるようになりました。また、田園・集落地域や森林地域では、耕作放棄地や無秩序な開発、土取りなどが増加し、幹線道路の沿道には、周辺の環境と調和しない大きな屋外広告物が目立つようになってきました。

### 1 自然環境保全の取り組み

豊岡の地形・地質には、学術的にも他にない貴重な特徴が見られ、また、コウノトリをはじめとする多様な生物が生息できる豊かな豊岡の自然環境は、国内はもとより国際的にも注目されています。

このような豊岡固有の自然環境は、自然公園法や県条例、市条例などによって、開発行為等について一定の制限がなされていることにより保全されています。

平成24年7月に、コウノトリの野生復帰や絶滅危惧種のヒヌマイトトンボが生息し希少なミズアオイが生殖している湿地として、「円山川下流域・周辺水田」が湿地を守るラムサール条約の湿地に登録されました。



生物多様性の象徴であるコウノトリ

表 1.1 自然環境保全に関する取り組み

年	自然環境保全に関する取り組み事象
昭和 30 年	● 市域北部の山陰海岸沿いの区域が「山陰海岸国定公園」に指定(後の昭和 38 年に自然公園法に基づく国立公園として「山陰海岸国立公園」に昇格)
昭和 34 年	● 市域西部の蘇武岳周辺が「但馬山岳県立自然公園」に指定され、木竹の伐採や広告物の掲出、開発行為等について一定の行為を制限
昭和 36 年	● 出石地域東部が「出石糸井県立自然公園」に指定され、木竹の伐採や広告物の掲出、開発行為等について一定の行為を制限
昭和 44 年	● 市域西部の山岳地域が「氷ノ山 <sup>うしろやまなざき</sup> 後山那岐山国定公園」に指定され、木竹の伐採や広告物の掲出、開発行為等について一定の行為を制限
平成 18 年	● 兵庫県条例「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」によって、本市を含む地域が北但馬地域の指定を受け、一定規模以上の開発行為について区域区分に応じて、森林の保全や新たな緑地の確保が義務づけ ● 「豊岡市コウノリと共に生きるまちづくりのための環境基本条例」によって地域ごとに異なる良好な環境や文化を将来にわたって引継がれる取り組みを実施
平成 19 年	● 人とコウノリが共生できる良好な環境を保存、再生、創造し、その素晴らしい環境を広げ、次の世代に引き継いでいくため豊岡市環境基本計画を策定 ● 「豊岡市良好な地域環境を確保するための開発行為の手続等に関する条例」によって一定規模の開発行為や土砂採取についての手続きを定めたほか、自然環境との調和を図るために造成法面に緑化を行うなどの基準を定め指導
平成 20 年	● 本市の観光名所である天然記念物「玄武洞」をはじめ、鳥取県鳥取市から京都府京丹后市までの山陰海岸の資源が評価され日本ジオパークに認定 ● 祥雲寺 <sup>しょううんじ</sup> 地区で農村景観を構成する建築物の意匠や色彩、農地の保全に関する事項についての協定を締結し、農地の景観保全を実施
平成 21 年	● 円山川下流域におけるコウノリ生息の拠点として「ハチゴロウの戸島湿地」を整備
平成 22 年	● 世界ジオパークに認定
平成 24 年	● ラムサール条約湿地に登録

## 2 景観の保全と創出の取り組み

但馬の小京都として知られる出石町城下町地区や情緒あふれる城崎町城崎温泉地区など、特徴ある歴史的な町並みを守るために地域の人々とともに取り組んできました。また、豊岡の中心市街地や江原駅東地区などの開発地区の景観や都市の顔づくり、幹線道路沿道の広告物や建物等の色彩なども重要なまちなみ形成の課題です。

まちなみの保全については、兵庫県の「景観の形成等に関する条例」にもとづき地域指定を行い、事前に建築行為等について届出を求め、建築物等の形態や意匠、色彩について町並みと調和した良好な景観の形成を図ってきました。あわせて、市条例に基づく景観形成地区でも、景観に配慮した建築物や広告物にかかる費用の一部を助成し良好な

景観を誘導してきた他、歴史的建造物等の保存や活用により固有のまちなみ景観を保全してきました。また、幹線道路沿道や円山川・但馬海岸をめぐる風景形成についても、県の条例により基本的な基準を示してきました。

## 1) 但馬の小京都として知られる出石町城下町地区

出石町城下町地区は、地区が主体となって景観保全の取り組みが進められてきたことから県条例に基づく景観形成地区に指定され、その後、景観形成地区の一部の区域が国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。また、無電柱化事業を実施して歴史的な町並みを保全する取り組みを進めている他、「出石城下町を活かす会」などが、定期的に広報誌を発行するなど、従来から住民が主体となって景観に対する意識を向上する活動を行っています。

出石町城下町地区の中心部に位置する重要伝統的建造物群保存地区では、同地区内の住民による「出石まちなみ保存会」が個性的で魅力あるまちづくりを推進しています。また、兵庫県ヘリテージマネージャー（歴史文化遺産活用推進員）に登録している建築士が「出石まちなみ設計士会」を結成し、出石城下町に必要な意匠や伝統工法を次世代に継承することを目的として、保存活動を推進しています。

表 1.2 出石町城下町地区の景観への取り組み

年	法律・条例名	景観保全に関する取り組み事象
昭和 62 年	県景観条例	● 景観形成地区に指定
平成 19 年	都市計画	● 豊岡市出石伝統的建造物群保存地区として都市計画決定(中心部約 23.1ha) ● 城下町にふさわしい町並み景観の維持保全を推進
	文化財保護法	● 国の重要伝統的建造物群保存地区に選定

## 2) 温泉情緒あふれる城崎町城崎温泉地区

城崎町城崎温泉地区は、地区が主体となって景観保全の取り組みが進められてきた結果、県の景観形成地区に指定され温泉町として良好な和風の景観が形成されています。また、県や市の事業において通り景観を良好にするため無電柱化事業を実施し、温泉情緒あふれる和の町並みを保全し創造する取り組みが進められています。大谿川沿いの道路についても、平成 24 年度から無電柱化事業を実施しています。

城崎町城崎温泉地区では、「城崎温泉町並みの会」が町並みを守る要請活動や定期的な広報誌の発行など、従来から住民の景観に対する意識向上のための活動を行っています。

表 1.3 城崎町城崎温泉地区の景観への取り組み

年	法律・条例名	景観保全に関する取り組み事象
平成4年	県景観条例	● 景観形成地区に指定
平成19年	県景観条例	● 城崎温泉を象徴する大谿川に架かる城崎温泉橋梁群が景観形成重要建造物等に指定 ● 橋梁群と玄武岩で積まれた護岸、両岸の柳の木との景観は温泉情緒のある城崎らしい景観を形成

### 3) 神鍋高原への玄関口となる江原駅東地区

江原駅東地区は、本市の「日高町街並み景観条例」に基づき平成10年に景観形成地区として指定され、高原リゾート地をイメージしたまちなみ景観の創造や保全の取り組みを進めてきました。

県と市では、沿道景観に配慮した無電柱化事業や沿道区画整理型街路事業などを実施するとともに、住民のみなさんにご協力いただきながら、平成13年に完成して以降、神鍋高原の玄関口にふさわしいまちなみを形成してきました。

### 4) 道路・河川・海岸

但馬を南北に縦貫する国道312号及び主要地方道豊岡瀬戸線は、平成18年に県の「景観の形成等に関する条例」で県内初となる沿道景観形成地区に指定され、但馬らしい景観を守るため、沿道における屋外広告物および自動販売機の意匠・色彩について基準を定めて、景観の維持保全を進めてきました。また、円山川流域を「円山川下流地域」、但馬海岸沿岸を「但馬海岸地域」として風景形成地域に指定し、自然景観に大きな影響を与える大規模建築物等について地域にあった意匠や色彩の基準を定め、事前届出制度により良好な景観の形成に努めてきました。

### 5) 本市の玄関口となる豊岡中心市街地地区

本市の中心市街地のメインストリートである大開通りは、豊岡中心市街地の東西を結ぶ延長約800mの通りで、道路の両側には商店街が立ち並んでいます。

その通りの中間点には市役所が位置しており、豊岡固有の自然・歴史・伝統・文化を大切にすまちなみづくりの象徴として、昭和2年に建築された現市役所本庁舎を敷地内に曳き屋し、歴史的な建造物を活用した新庁舎の建設を進めています。

また、大開通りの起点となる豊岡駅前は、平成24年3月に新しい駅前広場が完成し、旧豊岡駅舎のイメージを残した待合所が設置されるなど、本市の玄関口にふさわしいまちなみ景観が形成されています。

### 3 屋外広告物の取り組み

屋外広告物については、市内全域にわたり県の「屋外広告物条例（平成4年3月）」や「景観の形成等に関する条例」に基づいて手続きを行っており、周辺環境と調和した広告景観の誘導を行っています。また、県条例に基づく国道312号沿道の景観形成地区や出石城下町・城崎温泉・神鍋高原の広告景観モデル地区では、県まちづくり技術センターの助成金の他に市独自の助成金制度を設け、広告物にかかる費用の一部を助成するなど、良好な景観への誘導を行っています。

しかしながら、主要な道路上には無許可で基準に適合していない立看板が設置され、六方田んぼなどの田園地域においても、周辺環境にそぐわない屋外広告物が目立つようになってきました。

このようなことから、本市においては「豊岡市集落及び田園地域における屋外広告物の表示方法の基準に関する要綱（平成22年4月）」や「豊岡市公共広告物取扱い要領（平成23年9月）」を定め、良質な広告物となるよう指導や助言を行っています。

### 4 景観保全形成において重要な建造物の取り組み

文化財保護法や県文化財保護条例、市文化財保護条例に基づく文化財指定及び登録を推進しています。

文化財保護法により指定されている建造物は市内に6件、その他、国・県登録、県・市指定の建造物が計54件（平成24年7月現在）あり、その多くは社寺ですが、赤木家・平尾家などの住宅や豊岡市役所南庁舎別館や旧豊岡県庁の門などの公共施設も含まれています。砂防の父といわれる赤木正雄氏の生家で、母屋を含めて16件が国登録有形文化財の建造物となっている赤木家住宅は、平成21年に県景観条例による景観形成重要建造物等に指定されるなど、所有者等の協力も得て周辺の農村景観と調和した景観を維持しています。